

振橋会会則

第1条 目的

本会は、全一橋を振作するという一橋大学体育会応援部の精神に賛同し、その応援部の活動を支援するとともに、会員相互及び会員と応援部員との親睦・交流を図ることを目的とする。

第2条 名称

本会は振橋会と称する。

第3条 事務所

本会は事務所を東京都千代田区一ツ橋2丁目1番1号如水会館におく。

第4条 事業

本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条 組織

本会は一橋大学体育会応援部出身者をもって組織する。

本会は応援部出身者以外に顧問・会友を置くことができる。

顧問は応援部長が就任する。

会友の認定は、対象者の経歴書入手のうえ会員2名の面談を経て、会長の提案に基づき幹事会において、出席している幹事会構成員の過半数をもってこれを決する。

顧問・会友にはこの会則に定める会費、役員、総会に関する各条項を適用しない。

第6条 役員

本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名以内（1名以上をチアOGとする。） 事務局長 1名 監事 1名

幹事 : 各卒部年で原則として1名。卒部1年目より42年目迄の選出時65歳未満の会員から各1名選出する。幹事は原則として各卒部年会員でこれを決定する。

常任幹事：常任幹事は卒部後1～6年及び7～12年の卒部年幹事から各1名、それ以前5年毎のブロックから各1名、合計8名を役員が相談の上選出する。

第7条 役員を選出

会長及び副会長並びに監事は総会において会員の互選により選出する。

事務局長は幹事の中から会長がこれを指名する。事務局長はその職を補佐するため、事務局長代理を置くことができる。

第8条 役員任期

会長、副会長、事務局長、監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

幹事、常任幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。

第9条 総会

本会は年1回定例総会及び必要に応じて臨時総会を開く。

総会は会長がこれを招集する。

総会の議事は出席会員の過半数をもってこれを決する。

可否同数の場合は会長がこれを決する。

第10条 運営

会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。

会長は幹事会を招集し、主要な会務を審議する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を統括する。

事務局長は会長・副会長を補佐し会の運営を行う。応援部の振橋会渉外と常に連絡を取り現役学生の動向を把握し、会の運営に反映させる。前年度の収支決算を総会にて報告する。監事は会計全般を監督する。監事は総会に提出すべき会計書類を監査し、その結果を総会に報告することを要する。

第11条 幹事会

会長・副会長・事務局長・監事・常任幹事で構成し、原則3ヶ月毎に開催する。応援部学生から主将、振橋会渉外その他が参加する。幹事及び会員の参加は常に歓迎される。

第12条 会計

本会の経費は会員の会費その他でまかなう。会費は通常会費及び臨時会費とし、通常会費は年額10,000円とし、65歳以上の会員の納付は任意とする。

夫婦会員は申請により1名分免除できる。

会員が海外駐在時には申請によりその間免除することができる。

臨時会費はその都度総会において定める。

第13条 会計年度

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第14条 会則改正

本会則は総会の決議により適宜改正することができる。

第15条 会則の発効

本会則は平成18年12月2日から効力を生ずる。

附 則

制 定 平成18年12月2日開催創部50周年記念振橋会総会にて新規承認

改 定 平成19年12月1日開催振橋会総会にて改定

平成28年1月23日開催振橋会総会にて改定